

他制度における賦課限度額の考え方について

①国民健康保険料(税)

○賦課(課税)限度額: 医療分47万円、後期高齢者支援金分12万円、介護分9万円

【考え方】

仮に受益の程度とかけ離れた応能負担が課せられた場合、納付義務者の納付意欲にかえて悪影響を及ぼし、ひいては制度や事業の円滑な発展を阻害するおそれがあるということから、

国民健康保険料(税)にかかる賦課(課税)限度額については、限度額を超える世帯の割合を全世帯の4%台とすることを一つの目安として設定するという考え方。

②後期高齢者医療保険料

○賦課限度額: 50万円

【考え方】

後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、国保の賦課限度額の水準を参考に、国保でちょうど限度額を負担する層については、国保の限度額と同程度までの負担を求め、中間所得層の負担を抑制するように設定するという考え方。